

北名古屋衛生組合温水プール  
指定管理者募集要項

令和8年4月

北名古屋衛生組合

## 目 次

第 1	施設の設置目的	1
第 2	施設の概要	1
第 3	指定管理者が行う業務の内容	1
第 4	指定管理者の指定の予定期間	2
第 5	応募資格等	2
第 6	管理の基準	3
第 7	管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準	5
第 8	管理業務に必要な人数の基準	6
第 9	事業収支に関する事項	7
第 10	管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	9
第 11	指定管理者の公募に関するスケジュール	10
第 12	募集要項・仕様書等の配布	10
第 13	申請書類の提出	10
第 14	施設見学会	12
第 15	質問の受付と回答	12
第 16	指定管理者の選定	13
第 17	指定管理者の指定	14
第 18	協定の締結について	14
第 19	指定の取消し等	14
第 20	団体の法人格の変更	15
第 21	申請にあたっての留意事項	15
第 22	組合による評価の実施、公表	16
第 23	組合監査委員等による監査	16
第 24	原状回復義務	16
第 25	業務の引継ぎ	16

北名古屋衛生組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和3年北名古屋衛生組合条例第4号。以下「手續条例」という。）第2条の規定により、北名古屋衛生組合（以下「組合」という。）は、次のとおり北名古屋衛生組合温水プール（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 第1 施設の設置目的

住民の体力づくり及び健康保持増進を図り、健全な心と体の育成に寄与する。

## 第2 施設の概要

### 1 施設の名称等

名 称	北名古屋衛生組合温水プール（現呼称：シンコースポーツアクアプラザ）
所 在 地	北名古屋市二子名師 15 番地
敷地面積	5,557.72 m <sup>2</sup> （駐車場内占用水路含む）
延床面積	2,615.84 m <sup>2</sup> （駐車場、駐輪場含む）
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上2階建て
主な設備	25mプール、学童・幼児用プール、ジェットバス トレーニング室、駐車場89台、駐輪場
供用開始日	令和4年8月1日

### 2 施設の利用状況

別表1参照

### 3 ネーミングライツ（施設等の命名権付与）

施設では、ネーミングライツを導入しています。指定管理者と基本協定締結後、導入の有無について協議を行います。導入決定後は、別途、組合と契約を締結することで、ウェブページ、広報誌及び各種印刷物等に表示することができます。

## 第3 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、仕様書を参照してください。

### 1 指定管理者が実施しなければならない業務

- (1) 一般の利用及び事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 施設の利用料金に関すること。
- (4) 維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替えを除く。）に関すること。
- (5) 緊急時対応に関すること。
- (6) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること。
- (7) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。
- (8) 指定管理者の引継ぎに関すること。
- (9) その他組合が定める業務

### 2 指定管理者が独自で実施することができる業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、住民の体力づくり及び健康保持増進を図るとともに、施設の利用者数の増加を図ることを目的として、「1 指定管理者が実施しなければならない業務」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の開場時間外の施設の供用に関すること。

※北名古屋市及び豊山町の教育委員会が実施する学校外プールの活用について、各教育委員会との調整に協力してください。

- (2) 講座の実施
- (3) 物販事業
- (4) その他指定管理者の提案により実施する事業

#### 第4 指定管理者の指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間（以下「指定期間」という。）

ただし、指定期間中であっても、老朽化等により施設を廃止することとなった場合は、当該施設の廃止の日をもって指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更を協議します。なお、施設の廃止があった場合でも、違約金、損害賠償は支払いません。

#### 第5 応募資格等

##### 1 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）。なお、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- (2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する従事員に下記の  
ア 破産者で復権を得ない者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (4) 北名古屋市衛生組合入札等参加資格規定（平成25年訓令第3号）第2条に規定する有資格者であること。
- (5) 北名古屋市衛生組合指名停止措置要綱（平成25年訓令第2号）第2条に規定する指名停止を受けていないこと。
- (6) 下記のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。  
ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者  
ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- (7) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

こと。

(9) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 2 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社等）、又はNPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等である必要があります。また、特別目的会社設立予定として応募される場合は、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合は、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

## 3 グループによる応募の注意点

グループによる応募の場合は、その構成団体すべてが応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

# 第6 管理の基準

## 1 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、法及び施行令、北名古屋衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例（令和3年北名古屋衛生組合条例第3号。以下「条例」という。）及び同施行規則（令和3年北名古屋衛生組合規則第8号。以下「規則」という。）、愛知県プール条例（昭和36年県条例第1号。以下「プール条例」という。）並びに関係法令に精通し、これを遵守してください。また、施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めてください。

## 2 基本の休館日及び開場時間

規則に基づき、休館日及び開場時間は下表を基本とします。

### (1) 基本の休館日

名称	休館日
北名古屋衛生組合温水プール	毎週水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い平日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

### (2) 基本の開場時間

施設の区分	開場時間
プール	午前9時から午後9時まで
トレーニング室	（日曜日及び休日は午後6時まで）
駐車場	午前8時45分から午後9時15分まで （日曜日及び休日は午後6時15分まで）

### ※注意事項

ア 利用者ニーズを踏まえ、指定管理者が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は基本の開場時間以外の時間を利用させることについて、組合管理者（以下「管

理者」という。)の承認を受けて変更することができます。

イ 自然災害その他やむを得ない事情により、管理者が特に必要があると認めるときにはこれを変更し、又は臨時の休館日若しくは臨時の開館日を定めることがあります。

ウ 施設は余熱利用施設であるため、名古屋市北名古屋工場からの温水による余熱供給が停止する期間のプールは使用できません。停止予定期間は、名古屋市北名古屋工場が計画的に行う法定検査整備に伴い年間2週間程度(連続)を予定しています。その他、設備等の故障により、余熱供給が停止する可能性があります。

### 3 情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じてください。なお、その具体的な内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、基本協定書に定めることとし、これを遵守してください。

### 4 管理用カメラの運用

本施設の管理用カメラの運用については、個人情報の保護に関する法律及び「北名古屋衛生組合管理用カメラの設置及び運用に関する要領」の趣旨に従ってください。

### 5 情報の公開

指定管理者は、北名古屋衛生組合情報公開条例(平成31年北名古屋衛生組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第24条の2の規定により、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じてください。

### 6 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時に係る対応計画について、事業提案書の中で示してください。

### 7 備品の取扱いについて

備品の定義は北名古屋衛生組合財産管理規則(昭和59年西春日井郡東部衛生組合規則第7号)第23条に規定された区分とし、原則組合が購入します。備品の貸付期間は指定期間中とし、指定管理者に無償で貸付けられ使用できます。

指定管理者が施設の効用を高めるために、独自に購入する備品は指定管理者に帰属するものとしますが、その使用は、組合へあらかじめ協議してください。

### 8 第三者への委託

(1) 指定管理者に係る業務の一部を第三者へ委託する場合は、あらかじめ管理者の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行ってください。ただし、管理業務の全部又は主要な部分(プール監視業務等)の委託はできません。

(2) 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託できるものとします。

(3) 委託先の団体の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担してください。

### 9 熱供給設備の管理運営に関する協定について

本施設は、管理者と名古屋市環境局との間で、「熱供給設備の管理運営に関する協定書」を締結しています。指定管理者においても、当該協定を遵守してください。

## 10 暴力団の施設利用における措置

指定管理者は、施設の利用の許可の申請があった場合において、その施設の利用が暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるときは、条例第7条の規定により、利用の不許可処分を行います。また、指定管理者は、施設の利用の許可をした後において、その施設の利用が暴力団を利用するおそれがあると認められるときは、条例第11条の規定により、その許可を取り消し、又は利用の中止を命じるものとします。

## 11 障害者への対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北名古屋市職員対応要領」(平成31年北名古屋市告示第3号)に基づいた対応を行ってください。

第三者へ業務を委託した場合は、受託業者にも準用されます。

## 12 性的少数者への対応

指定管理者は、性の多様性に関し正しい理解を深めた上で適正に利用者対応を行ってください。

## 第7 管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準

管理運営業務に従事する者の基準は、次のとおりとします。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

### 1 施設の管理運営

#### (1) 総括責任者(専任)

本施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず1名配置してください。

ア 施設の設置目的を達成するための見識を有すること。

イ スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有していること。

ウ 正社員であること。

※利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、スポーツ施設管理士(公益財団法人日本スポーツ施設協会認定)の有資格者としてください。

#### (2) 副総括責任者

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同等の知識・経験・資質を有する者を副総括責任者として配置してください。

#### (3) 施設管理担当者

施設の各種業務(受付、清掃、設備の維持管理及び修繕等)を行う施設管理担当者を配置してください。

#### (4) その他

専任とは、施設においてのみ勤務し、他施設での勤務は行わないということです。ただし、施設内において、他のポストと兼務することは可能です。

### 2 プールに係る管理

#### (1) プール運営責任者

プール運営を総括する者として、下記の条件を満たすプール運営責任者を配置してください。

ア 監視等業務に豊富な知識及び経験があること。

- イ 現場責任者としての資質を有すること。
- ウ 正社員であること。
- エ 下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財)日本スポーツ施設協会
水上安全法救助員	日本赤十字社

(2) プール副運営責任者

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有する者をプール副運営責任者として配置してください。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財)日本スポーツ施設協会
水上安全法救助員	日本赤十字社

(3) プール監視員

消防署の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、一定以上の泳力を有した監視員を配置し、下記の業務を行わせてください。

- ア 利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止すること。
- イ 緊急時には迅速に対応し、利用者の安全を確保すること。

(4) その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、従事員のうち、プール運営責任者又はプール副運営責任者のいずれか1名をプール衛生管理者（公益社団法人日本プールアメンティ協会認定）の有資格者としてください。なお、この者が開場時間中常駐する必要はありません。

3 電気・機械等設備の運転・管理・保守

- (1) 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。
- (2) 自家用電気工作物の保安管理業務について、関係法令に従い、適切に実施してください。

4 その他特記事項

- (1) 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。
- (2) プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、清須保健所へ必要な届出を行ってください。

**第8 管理業務に必要な人数の基準**

基本の開場時間内においては、施設の設置目的を達成するために、利用者の安全対策が十分確保される上で、適切かつ円滑に管理運営を行える人人体制を、平日・休日の時間ごと、また年間を通じての繁忙期や閑散期を鑑みて設定してください。基本の開場時間外においても、基本の開場時間内と同様に設定してください。なお、施設の管理運営及びプール管理について、複数のポジションを兼務することは可能とします。

業務	ポスト名	ポスト数
施設の管理運営	総括責任者	ポスト数の基準は設定しませんが、利用者の安全対策が十分確保される上で、適切かつ円滑に管理運営を行える人員体制を、平日・休日の時間ごと、また年間を通じての繁忙期や閑散期を鑑みて設定すること
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
プール管理	プール運営責任者	
	プール副運営責任者	
	プール監視員	

## 第9 事業収支に関する事項

### 1 指定管理料

指定管理料は、組合と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。）から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います（原則毎月25日）。

指定管理料の上限額 290,000 千円（指定期間を通じた額。消費税及び地方消費税含む。）とします。なお、法改正により、消費税率が変更される場合は、組合と協議の上、指定管理料の変更を行うこととします。指定管理料には軽微修繕料が含まれます。

$$1 \text{ 指定管理料} = 4 \text{ 管理運営経費} - 2 \text{ 施設運営収入} - 3 \text{ 自主事業収入の一部}$$

※数字は、下記の見出し符合に対応

【参考】過去の指定管理料（消費税等含む。）

令和5年度	令和6年度	令和7年度(協定額)	令和8年度(予算)
46,272,000 円	48,117,000 円	49,398,000 円	49,565,000 円

※指定管理料には軽微修繕料（計画修繕費を除く）を含みます。

### 2 施設運営収入

#### (1) 利用料金収入（基本の開場時間内）

基本の開場時間内における施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。

ア 施設の利用料金は、条例に定める利用料金の基準額とし、指定管理者が管理者の承認を得て定めることとなります。

イ 令和9年3月31日までに令和9年4月1日以降の専用利用の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が管理者の承認を得て定めた額が適用されます。

利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行ってください。

ウ 令和14年3月31日までに令和14年4月1日以降の専用利用の許可を受けている者に対する利用料金は、次期指定管理者が管理者の承認を得て定めた額が適用されます。

エ 受益者負担の適正化を図るための利用料金改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

#### (2) 組合の施策として実施する講座事業収入

組合の施策として実施する講座について、利用者が支払う参加料は指定管理者の収入となります。

### 3 自主事業収入

「第3 2 自主事業」を実施することにより得られる収入のことです。

- (1) 利用料金収入（基本の開場時間外）
- (2) 講座事業収入（組合の施策として実施するものを除く）
- (3) 物販事業収入
- (4) その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当してください。なお、充当額は指定管理者の提案によることとします。

### 4 管理運営経費

「第3 1 指定管理者が実施しなければならない業務」に要する経費のことです。主な経費は下記のとおりとなります。

人件費、事務費、管理費、業務委託費、保守管理費、軽微修繕料、機器リース料、租税公課など

### 5 自主事業に係る費用

「第3 2 自主事業」に要する経費のことです。講座を実施するため施設を利用する際に支払う利用料金、光熱水費、自動販売機などの設置に伴う電気代及びその他実施に係る経費が含まれます。

#### 【参考】指定管理者の収入と支出一覧

収入	実施しなければならない業務	1 指定管理料	・指定管理料
		2 施設運営収入	・利用料金収入（基本の開場時間内） ・組合の施策として実施する講座事業収入
	自主事業として実施することができる業務	3 自主事業収入	・利用料金（基本の開場時間外） ・講座事業収入（組合の施策として実施するものを除く。） ・物販事業収入 ・その他指定管理者の提案により実施する事業収入 ※自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。
支出	実施しなければならない業務	4 管理運営経費	・人件費、事務費、管理費、業務委託料、保守管理費、軽微修繕料、機器リース料、租税公課など
	自主事業として実施することができる業務	5 自主事業に係る費用	・利用料金 ・光熱水費 ・その他実施に係る経費

### 6 指定管理料の支払い

指定管理料は、組合と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」において定めるものとします。指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。ただし、やむを得ない状況で変更がある場合は、組合と協議するものとします。また、指定管理料は原則として精算しません。（軽微修繕料を除く。）

### 7 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

- (1) 令和9年4月1日以降の利用分で、令和9年3月31日までに現指定管理者に納入された専用利用施設に係る利用料金は、利用日を基準に利用料金収入の帰属を判断するため、現

指定管理者から収入証拠書類を添えて支払われます。収入証拠書類の点検は、指定管理者自らの責任で行ってください。

- (2) 指定期間開始前に販売された回数券のうち、残利用期間が指定期間に属するものについては精算を行いません。
- (3) 令和14年4月1日以降の利用分で、令和14年3月31日までに指定管理者に納入された専用利用施設に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。

#### 8 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。また、収支計画より実績の大幅な差異、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

#### 9 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、原則として団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

#### 10 軽微修繕料について

- (1) 下記に掲げる事項については、組合が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上してください。

- ア 原形を変えずの修繕及び模様替
- イ 1件2,000千円を超える修繕
- ウ その他協議により定める事項

- (2) 1件2,000千円を上限として指定管理者が行う修繕費用については、各年度下表に定める額を軽微修繕料として管理運営経費に含めることとする。

各年度が終了した時点で執行額が当該額に満たなかった場合は、指定管理者は当該額から執行額を引いた差額を組合へ返納することとします。当該額を超えて修繕費用が発生した場合は、組合から追加の支払いは行いません。

(単位：千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

- (3) 軽微修繕料で支出できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項に係る別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「10 修繕料」で支出するものに相当するものとします。

### 第10 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

#### 1 責任分担について組合と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担の在り方及び費用負担について協議します。また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと組合が判断した場合においては、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は別表2のとおりですが、あてはまらない事項については、その都度協議を行うこととします。

## 2 損害賠償責任

- (1) 指定管理者の故意又は過失により組合又は第三者に損害を与えた場合は、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。
- (2) (1)により発生した損害について、組合が第三者に対し賠償を負った場合は、組合は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

## 3 保険への加入

指定管理者は上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で社会体育施設保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

## 4 その他の費用負担

指定管理者の選定手続きを経て選定された団体（以下「候補者」という。）が指定の議決を得られなかった場合や、指定を受けた後、当該団体の事情により指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、組合は補償しないものとします。

## 第11 指定管理者の公募に関するスケジュール

1	募集要項・仕様書等の配布	令和8年4月 6日(月)～令和8年5月14日(木)
2	施設見学会	令和8年4月15日(水)
3	質問の受付	令和8年4月15日(水)～令和8年4月22日(水)
4	質問内容のヒアリング	令和8年4月23日(木)・24日(金)
5	質問の回答	令和8年5月13日(水)
6	申請書類の提出時間の予約	令和8年5月14日(木)
7	申請書類の提出	令和8年5月21日(木)
8	第1次審査	令和8年6月12日(金) 予定
9	第1次審査結果の通知	令和8年6月19日(金) 予定
10	第2次審査(ヒアリング)	令和8年6月30日(火) 予定
11	候補者・次点候補者の選定	令和8年6月30日(火) 予定
12	候補者・次点候補者選定結果の通知	令和8年7月 7日(火) 予定
13	指定管理者の指定	令和8年8月下旬予定
14	基本協定締結	令和9年3月予定
15	年度協定締結	令和9年4月 1日(木)

## 第12 募集要項・仕様書等の配布

### 1 配布期間

令和8年4月6日(月)午前9時から令和8年5月14日(木)午後5時まで

### 2 入手方法

組合公式のホームページからダウンロードしてください。

※ホームページアドレス：<https://kitanagoyaeisei.jp>

## 第13 申請書類の提出

## 1 申請書類

申請書類は原則A4サイズ縦長、横書きとし、「北名古屋衛生組合温水プール指定管理者指定申請書類様式集」を使用してください。

### (1) 指定管理者指定申請書

### (2) 申請の資格を有していることを証する書類

ア 法人にあつては登記事項証明書

イ 法人以外の団体にあつては団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたものに限る。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

### (3) 管理業務に関する事業提案書

### (4) 管理に係る収支計画書

### (5) 経営状況を説明する書類

ア 株式会社

(ア) 法人税申告書（別表1、4、4-1、4-2）

(イ) 決算書

a 貸借対照表

b 損益計算書

c 販売費及び一般管理費明細書

(ウ) 計算書類及び附属明細書（科目内訳明細書）

(エ) 事業概況書

(オ) 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類

※本社応募の場合は本社分のみ、支店等応募の場合は併せて支店等分

※全て直近のものを含む2事業年度分

イ 公益社団法人・公益財団法人

(ア) 収支計算書・収支計算書に対する注記

(イ) 貸借対照表

(ウ) 正味財産増減計算書

(エ) 財産目録

(オ) 財務諸表に対する注記

(カ) 収支予算書総括表・収支予算書

(キ) 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類

※全て直近のものを含む2事業年度分

### (6) 管理者が必要と認める書類

ア 指定管理者の指定申請に関する誓約書

イ 団体等の概要

ウ 共同事業体協定書兼委任状

エ 特別目的会社設立の実現性を記載する書類

## 2 提出部数

正本1部、その写し10部及びPDFファイル。

提出方法は「指定管理者指定申請書類提出要領」の定めに従ってください。提出した申請

書類の差し替えは組合の指示する場合を除き不可ですのでご注意ください。

### 3 提出先・提出日

#### (1) 提出先（問合せ先）

〒481-0041

愛知県北名古屋市九之坪五反地80番地

北名古屋衛生組合 施設課

電話番号 0568-22-3581

ファックス番号 0568-25-4641

電子メールアドレス nt-eisei@iris.ocn.ne.jp

#### (2) 提出日

令和8年5月21日（木）

※申請書類の提出方法は、直接持参とします。郵送及び電送による提出は認めませんのでご注意ください。

### 4 提出時間の予約

申請書類の提出には下記のとおり事前に提出時間の予約をしていただく必要があります。

#### (1) 予約申込

様式①「指定管理者指定申請書提出予約申込書」を電子メールにより組合へ送信してください。

※電子メール送信後、送信した旨を電話にて連絡してください。電子メールの送受信に係るトラブル等について、組合はその責任を負いません。（以下同じ。）

#### (2) 予約受付日

令和8年5月14日（木）午前9時から午後5時まで

#### (3) 提出時間の通知

令和8年5月19日（火）に送信された電子メールアドレスあてに通知します。なお、指定された時間の変更は、受け付けません。

## 第14 施設見学会

施設見学会の日時等は下記のとおりです。参加を希望する場合は、様式②「施設見学会参加申込書」を電子メールにより組合へ送信してください。

日時 令和8年4月15日（水）午後1時30分から

場所 北名古屋衛生組合温水プール

内容 施設の概要説明、施設見学及び施設各所図面閲覧

#### ※参加の際の注意事項

開始時間までにご参集ください。また、募集要項や仕様書等の配布は行いませんので、事前に組合公式ホームページよりダウンロードしていただき、入手しておいてください。

## 第15 質問の受付と回答

### 1 質問の受付

募集に関する質問は、様式③「質問票」を、電子メールにより組合へ令和8年4月15日（水）午前9時から令和8年4月22日（水）午後5時までの間に送信してください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

## 2 質問内容のヒアリング

質問内容確認のためヒアリングを行います。ヒアリング日時は、組合が指定した上で、電話にて通知します。場所は北名古屋衛生組合（鴨田エコパーク）を予定しています。

## 3 質問の回答

質問に対する回答は、質問者及び施設見学会参加者全員に対し電子メールで行います。

# 第16 指定管理者の選定

## 1 選定方法

指定管理者の選定は、2段階の公募型プロポーザル方式により、候補者及び次点候補者を選定します。

最初に第1次審査として申請書類を提出していただき、北名古屋衛生組合指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価・審査を行い、最低基準点以上の得点を得た応募者のうち上位3者を第1次審査の通過者とします。

次に第2次審査として、選定委員会は通過者による提出書類の説明（プレゼンテーション）を受け、評価・審査を行い候補者及び次点候補者を選定します。

選定に際しては、4に記載する審査項目について、各委員の付けた項目ごとの点数の平均点（小数点以下第2位四捨五入）の合計が最も高い応募者を候補者とします。最も高い得点の応募者が複数の場合は、各委員が一番高い得点を入れた数の多い応募者を候補者とします。それでもなお複数の応募者が残る場合は、選定委員会で協議のうえ、委員長の裁定により候補者を決定します。

選定結果は応募者全員にお知らせし、組合公式ホームページ上への掲載により公表します。また、北名古屋衛生組合議会の議決により、指定管理者の指定が行われた後には組合公式ホームページ上にてその旨を公表します。

## 2 選定委員会の構成

選定委員は、有識者を含めた4名で構成します。

## 3 選定の基準

選定委員会における審査は、手続条例第5条の選定基準に基づき、利用者サービスの向上や経費の縮減などの観点から審査項目を設定し、総合的に行います。

## 4 審査項目、質問項目等及び配点

上記の選定基準に基づいて設定した審査項目は別表3のとおりです。審査項目ごとに選定に係る評価点を設けています。また、審査項目に基づき選定を行うために質問項目を設定するとともに、審査書類として様式を定めていますので、各設問において求められている事項に対応する様式に漏らさず記載してください。

## 5 管理実績に対する加（減）点

現指定管理者である団体が、今回の募集において応募した場合は、現指定期間を通じた評価に基づき、第1次審査において各委員の合計点に対して加（減）点をします。

毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」（－10点～10点）の点数を合計し、評価を受けた年数で除して得られる平均点数を管理実績として加（減）点します。

※現指定管理者である団体に限るため、共同事業体の相手方を変更して応募した場合は、現指定管理者として評価しません。

評価ランク	◎又は○	△	×
実績反映	+10	0	-10

## 6 選定結果の公表

選定結果の公表内容は、①選定委員会の開催日時、②選定委員会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤選定委員会における審議の議事要旨等（情報公開条例第8条各号に掲げる不開示情報部分を除く。）、⑥候補者の※「提案の概要」、⑦各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目ごとの得点内訳とします。

※候補者となった団体は、様式④「提案の概要」を別途作成してください。

## 7 その他

募集の公表を開始した日から選定結果の通知日までの間に「第5 応募資格等 1 応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合は、その候補者を失格とします。

## 第17 指定管理者の指定

### 1 指定手続き

- (1) 法第244条の2第6項の規定により、組合議会の議決を経た上で、候補者を指定管理者に指定します。指定管理者の指定を受けた団体には指定されたことを通知します。
- (2) 候補者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合、その他候補者とすることができなくなった場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、原則として次点候補者と協議を行い、次点候補者を候補者とします。

### 2 指定後の対応

指定管理者の指定を受けた団体は、各年度の前年度2月末日までに事業計画書を作成してください。また、指定管理者が交替する場合は、業務の引継ぎを行ってください。なお、指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は指定を取り消すことができるものとします。

## 第18 協定の締結について

指定管理者は、組合との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して協定を締結します。なお、協定書は、指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

## 第19 指定の取消し等

組合は、次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として組合に納付しなければなりません。

- 1 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- 2 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見

込みがないと組合が判断したとき

- 3 指定管理者が事業の履行にあたり組合の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- 4 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断される時
- 5 施設を公の施設として廃止するとき
- 6 その他組合が、当該指定管理者が管理業務を継続することが適当でないとき

## 第20 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格取得も含む。）される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合は、この限りではありません。

## 第21 申請にあたっての留意事項

- 1 申請団体は、募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- 2 1団体につき申請（提案）は一つとします。複数の申請はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体になることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。
- 3 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、原則としてできません。
- 4 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。また、申請書類に記載されていない内容を2次審査でプレゼンテーションした場合は、失格等の措置を講じる場合があります。
- 5 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識した上で、各設問において求められている事項を漏らさず記載するよう注意してください。
- 6 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は、受付けることができません。提出の際は申請団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。
- 7 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- 8 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- 9 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、組合が必要と認める場合は、資料を追加して提出してください。追加して提出された資料の取扱いについても、申請書類の取扱いと同様とします。
- 10 提出書類は、情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となるほか、組合が必要と認める場合は、全部若しくは一部を公表できるものとします。公文書開示請求があった場合は、情報公開条例第8条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示されます。なお、北名古屋衛生組合議会で指定管理者の指定を審議するため、提案内容の概要を資料として提出する場合があります。
- 11 申請団体が選定委員及び本組合職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触をした事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- 12 組合が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

## 第22 組合による評価の実施、公表

組合は設置者として説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

## 第23 組合監査委員等による監査

法第199条第7項の規定により、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、組合監査委員等による監査の実施が決定された場合は、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合は、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

## 第24 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間満了時、指定取消し時又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられた際に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでください。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと組合が判断した場合又は次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され組合がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

## 第25 業務の引継ぎ

- 1 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、組合が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- 2 指定管理者は、次期指定管理者の選定に当たり、組合の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしてください。

別表1 施設の利用状況

単位：人

		令和5年度	令和6年度	令和7年度12月迄
プール 利用者数	大人	18,603	23,333	20,587
	子ども	8,036	8,982	9,174
	高齢者	21,016	28,413	23,977
	減免等	8,803	12,862	11,720
	合計	56,458	73,590	65,458
水泳教室受講者数		12,590	14,310	11,979
指定講座受講者数		13,608	13,482	11,866
自主講座受講者数		407	971	1,271
学校授業利用者数		1,412	3,298	5,456
総利用者数		84,475	105,651	96,030

別表2 指定管理者が責任を分担する範囲

項目	内 容	責任分担	
		組 合	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、管理業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
事業の中止・延期	組合の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
性能適合	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
	上記以外の場合で、組合の責めに帰すべき事由による場合	○	
需用の変動	当初の需用見込みと異なる場合		○
施設・設備・物品等の 損傷・盗難	組合の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	組合及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,000千円を超える大規模修繕が必要となる場合	○	
	組合及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,000千円以下の修繕が必要となる場合		○
施設の休館	施設・設備の修繕に係る工事等により、長期間施設を休館する場合	協議事項	
施設利用者への損害	組合の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害 (騒音・振動・光・ 駐車対策等)	組合の責めに帰すべき事由による場合	○	
	不適切な施設管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
債務不履行	組合に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に管理業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用及び、次期指定管理者への引継ぎ費用		○
利用料金の精算	次期指定管理者への利用料金の精算に係る費用		○

別表3 審査項目、質問項目等及び配点

【第1次審査】110点満点（(1) 4点・(2) 44点・(3) 30点・(4) 22点・(5) -10~10点）

審査項目	質問項目	配点
<b>1 住民の平等な利用が確保され、住民サービスの向上が図られるものであること。</b>		<b>8</b>
(1) 平等利用の確保		4
①公共性・公平性に基 づいた利用の確保	・公の施設の性格を理解し、誰もが平等・公平に利用できる基 本方針について記載してください。	4
(2) 住民サービスの向上		4
①利用者本位のサー ビス提供	・利用者サービスの質を維持、向上するための方策を具体的に 記載してください。併せて、その具体策を実践・実行できる体 制について記載してください。 ・実現可能な広報・利用促進策について記載してください。	4
<b>2 事業提案書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</b>		<b>40</b>
(1) 施設の効用の最大限発揮		12
①講座の計画	・組合の施策として実施する講座について、基本的な考え方を 記載してください。 ・ライフステージ毎で実施する講座について、代表的な講座を 幾つか挙げ、個々にその具体的な内容を示すと共に、その講座 参加により期待される効果等を記載してください。 ※収支計画（講座の計画）を提示 ・助言及び指導業務、相談業務等その他の企画・実施するにあ たつての基本的な考え方について記載してください。	6
②自主事業の計画	・自主事業の実施計画及び魅力的で実現性のある自主事業を実 施することによる利用者数と施設稼働の拡大に対する計画に ついて記載してください。 ※収支計画（自主事業）を提示	6
(2) 施設管理		12
①施設の保守管理	・施設の保守・点検について、具体的に記載してください。	3
②設備・備品の管理	・設備・備品の管理、点検について具体的に記載してください。	3
③環境保持・環境配慮	・清掃・外構植栽などの管理計画について記載してください。 ※清掃・外構植栽管理計画、日常点検・保守点検等の履行の 計画、ごみ排出量削減や地球温暖化対策等の計画について記 載	3
④プール水の管理	・プール水の管理について具体的に記載してください。 ※プール水の管理マニュアルの添付	3

(3) 安全管理		7
①緊急時の備え	・安全・安心に利用できるよう、災害・事故発生時に備えた通常の取り組み、緊急・救急時の体制を記載してください。 ※保安警備の実施体制、組合との連絡体制・予防管理体制等、AEDの利用研修等、その他事件・事故防止策について記載 ※緊急時に係るマニュアル等の資料を添付	4
②感染症対策	・安全・安心に利用できるよう、感染症に備えた通常の取り組み、緊急・救急時の体制を記載してください。	3
(4) 地域貢献		4
①地域貢献	・施設の設置目的を踏まえ、地域とのつながりを深め、地域の活性化に貢献する事業で具体的かつ実現可能な取り組みを記載してください。	4
(5) モニタリング		5
①自己評価	・自ら事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について記載してください。	5
<b>3 事業提案書に沿った公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</b>		<b>30</b>
(1) 安定的な経営姿勢・運営実施体制		27
①施設の管理運営に対する基本方針	・北名古屋衛生組合温水プールの設置目的に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載してください。	4
②基本方針を実施するための目標及び実施策	・基本方針を踏まえた当該施設の目標及び実施策について具体的に記載してください。 ※利用者数等を記載	4
③財務の健全性	・指定期間中、安定した管理を行うことが十分といえる経営規模、実績、実務能力について記載してください。 ・その他、申請される財務諸表等財務書類により審査します。	4
④同種（プール）・類似施設（体育施設）の指定管理者運営実績	・同種（プール）・類似施設（体育施設）の指定管理者運営実績について記載してください。また、その中で特徴ある実績の概要をひとつ記載してください。	4
⑤業務履行体制	・安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載してください。 ※施設の管理運営を確実にを行うための研修、業務管理体制、補償・賠償に係る方策を記載	4

⑥職員配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事員の採用方針、人材育成方針及びその実施策について記載してください。</li> <li>・障害者支援に係る技能や資格を有する人材の配置があれば記載してください。</li> <li>・利用者の安全対策が十分確保される上で、適切な労働環境を保持するための方策について記載してください。また、繁忙期や閑散期における職員配置の基本的な考え方を記載してください。</li> </ul> <p>※配置する従事員の基準（ポスト数）、週間ローテーションを記載</p>	4
⑦適切な経理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な経理事務を行うための実施策について記載してください。</li> </ul>	3
(2) コンプライアンス		3
①関係法令の遵守体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護、情報公開等の遵守体制や具体的な取組や考え方について記載してください。</li> </ul> <p>※規程等の資料を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守に係る基本方針について記載してください。</li> <li>・法令を遵守するための人材育成・研修の方策について記載してください。</li> </ul>	3
<b>4 収支計画書の内容が、公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。</b>		<b>22</b>
(1) 管理運営経費		22
①効率的かつ適正な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について記載してください。</li> <li>・業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について記載してください。</li> </ul>	6
②事業予算の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支計画について記載してください。</li> <li>・利用料金収入計利用面に係る特色を記載してください。</li> </ul> <p>※「指定管理者料金設定計画詳細」を添付</p>	8
③指定管理料		8
第1次審査得点		100
<b>5 管理実績に対する加（減）点</b>		<b>-10～10</b>
第1次審査総得点		110

【第2次審査】100点満点

審査項目	審査の視点	配点
1 下記の観点でのプレゼンテーション及びヒアリング		100
(1) 参入意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設やその立地する地域特性をしっかりと把握しているか。</li> <li>・委員からの質問に対する回答が的確であったか。</li> <li>・熱意や意欲があるか。</li> </ul>	20
(2) 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能な広報・利用促進策を有しているか。</li> <li>・実施する講座の内容について、具体的に示すとともにその効果を有しているものか。</li> <li>・自主事業の計画は利用者数及び施設稼働の拡大に対し実現可能な計画であるか。</li> <li>・地域の活性化に貢献する事業が提案されているか。</li> </ul>	40
(3) 専門的見地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の専門分野による評価</li> </ul>	40